\ e /	J			-	-	Ī	
<b>※</b>	届	Ж	益	埋	举	井	

#### 喫煙可能室設置施設 届出書

年 月 日

尼崎市長

届出者

(EII)

健康増進法施行規則等の一部を改正する省令附則第2条第6項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

	(ふりがな)					
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	①名称					
喫煙可能室	②-1所在地	〒 - - 尼崎市		(電話		)
室設置施	②-2車両番号等	鉄道等の車両内に原	<b>듬舗が所在する場合のみ記入</b>			
設	③営業許可番号		第	号		
	④営業許可日		年 月	日		
2	( ふ り が な ) ①氏名(法人にあっ ては、その名称)					
管理権原	<ul><li>(ふりがな)</li><li>②法人にあっては、</li><li>その代表者の氏名</li></ul>					
者	③住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)	〒 −		(電話		)
3備考		(担当者)氏名	(担当者)職名	(担当	者)連絡先 	
		その他伝達事項				

#### (注意)

- 1 ※印欄には、記載をしないこと。
- 2 1欄②は、②-1又は②-2のいずれかに記載すること。
- 3 2欄については、管理権原者が法人の場合には①②及び③欄に記載すること。それ以外の場合は①及び③欄に記載すること。
- 4 3欄には、届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

提出方法	窓口 •	郵送	•	FAX
ステッカー	喫煙可能	・ 喫煙区域あり		或あり

# 要件チェックシート

届出書の記入前に、既存小規模飲食店の要件を確認しましょう。

# ①営業開始日は令和2年4月1日以前ですか?

呂美開始日:  4   4   月   1 日
-------------------------

## ②個人経営、または資本金5千万以下の中小企業ですか?

どちらかに○をつけてください(企業の場合は資本金額を記入)



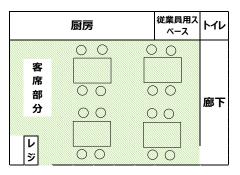
# ③客席部分の面積は何平方メートルですか?

【客席面積のイメージ】

100平方メートル以下であることが必要です。

		m

※「客席」とは、客に飲食をさせるために利用させる場所をいい、店舗全体のうち、客席から明確に区分できる厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペース等を除いた部分を指します。



## ①~③の全ての要件を満たせば「飲食可能な喫煙区域」の設置が可能です。

※要件に1つでも当てはまらない場合は、「店内全面禁煙」または「喫煙専用室の設置」のご対応をお願いします。

#### ★喫煙区域を設置する場合、下記のいずれかの表示が必要です。

建物内の全部を喫煙可能とする場合



#### 建物内の一部を喫煙可能とする場合

喫煙場所の入口に表示



店舗入口に表示

